

令和 3年 3月12日提出

第 1 回市議会定例会追加議案

浜 松 市

議 案 件 目

第 64 号議案	令和 2 年度浜松市一般会計補正予算（第 10 号）	1
第 65 号議案	浜松市介護保険条例及び浜松市国民健康保険条例の一部改正について	5
第 66 号議案	浜松市立小中学校空調設備整備事業に関する契約の一部変更について	9
第 67 号議案	市有財産の無償譲渡について （万斛庄屋公園建屋）	11

資 料

追加議案の参考資料	13
第 65 号議案の説明資料	15
第 66 号議案の説明資料	16
第 67 号議案の説明資料	17

令和 2 年度浜松市一般会計補正予算（第 1 0 号）

令和 2 年度浜松市の一般会計補正予算（第 1 0 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第 1 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第 1 表 繰越明許費」による。

令和 3 年 3 月 12 日 提出

静岡県浜松市長 鈴木 康 友

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
			千円
2 総務費	1 総務管理費	政策法務費 (政策法務事業)	275
	11 生涯学習費	文化財費 (文化財保護継承事業)	1,878
3 民生費	1 社会福祉費	障害者福祉費 (障害者施設運営事業)	4,124
4 衛生費	3 清掃費	廃棄物処理費 (新清掃工場整備事業)	50,820
6 農林水産業費	1 農業費	農業振興費 (農産物生産振興事業)	119,430
	3 農地費	農業農村振興推進費 (かんがい排水整備事業、農道整備事業、農業農村施設維持管理事業、農業基盤整備国庫補助事業)	78,914
7 商工費	1 商工費	産業振興費 (ベンチャー企業誘致事業)	25,767
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路企画費 (交通安全施設等整備・修繕事業、市道整備事業、国県道整備事業、スマートインターチェンジ関連整備事業、三遠南信自動車道関連整備事業)	536,431
		道路保全費 (道路維持修繕事業、道路防災事業、橋りょう耐震補強事業、過疎対策道路修繕事業、自転車等対策事業)	1,568,404
	3 河川費	河川費 (河川管理対策事業、河川改良事業、河川維持修繕事業)	334,357
	5 都市計画費	街路事業費 (都市計画道路整備事業、天竜川駅周辺整備事業)	67,800
9 消防費	1 常備消防費	航空業務費 (消防航空隊運営事業)	113,300

款	項	事業名	金額
11 災害復旧費	1 災害復旧費	農地・農業用施設災害復旧費 (農地・農業用施設災害復旧事業)	千円 21,000
		土木施設災害復旧費 (土木施設災害復旧事業)	151,800

第 65 号 議 案

令和 3年 3月12日提 出

浜松市介護保険条例及び浜松市国民健康保険条例の一部改正について

浜松市介護保険条例及び浜松市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市介護保険条例及び浜松市国民健康保険条例の一部を改正する条例

(浜松市介護保険条例の一部改正)

第1条 浜松市介護保険条例（平成12年浜松市条例第54号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>（保険料の減免申請期限の特例）</p> <p>第3条 市長が<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者に相当な収入の減少があると認める場合その他これに類する事実があると市長が認める場合における第12条第2項の規定の適用については、同項中「納期限前7日」とあるのは、「市長が定める日」とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>（保険料の減免申請期限の特例）</p> <p>第3条 市長が<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）及びそのまん延防止のための措置の影響により第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者に相当な収入の減少があると認める場合その他これに類する事実があると市長が認める場合における第12条第2項の規定の適用については、同項中「納期限前7日」とあるのは、「市長が定める日」とする。</u></p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市国民健康保険条例の一部改正)

第2条 浜松市国民健康保険条例（昭和34年浜松市条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）</p> <p>4 給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養</p>	<p>附 則</p> <p>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）</p> <p>4 給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養</p>

のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という。))に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に服することを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。以下同じ。))に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に服することを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の浜松市国民健康保険条例の規定は、令和3年2月13日以後の期間に係る傷病手当金について適用し、同日前の期間に係る傷病手当金については、なお従前の例による。

浜松市立小中学校空調設備整備事業に関する契約の一部変更について

次のとおり浜松市立小中学校空調設備整備事業に関する契約を変更する。

浜松市長 鈴木 康 友

(令和元年 12月 19日 第 141号議案 原案可決)

(令和 2年 12月 14日 第 124号議案 原案可決)

事業の名称	事業の概要	区分	契約金額
浜松市立小中学校 空調設備整備事業	浜松市立小中学校空調設備 の設計・施工及び維持管理 業務	変更前	5,310,572,300 円
		変更後	5,394,192,056 円

市有財産の無償譲渡について

次のとおり市有財産を無償譲渡する。

浜松市長 鈴木 康 友

所在地	財産の概要	無償譲渡の相手先	無償譲渡の理由
浜松市東区 中郡町980番	万斛庄屋公園内 母屋（木造瓦葺2階建） 延床面積 242.76㎡ 離れ屋（木造瓦葺平屋建） 床面積 77.33㎡ 弓道場矢場（木造瓦葺平屋建） 床面積 75.74㎡ 弓道場的場（木造瓦葺平屋建） 床面積 16.06㎡	浜松市東区 有玉北町65番 地の1 松川電気株式 会社 代表取締役 小澤 邦比呂	民間活力を導入した Park-PFI制度による万 斛庄屋公園利活用運営 事業の実施に伴い、建屋 を事業者の資産として 改修し、運営すること で、公園の利用促進と地 域の活性化につなげる ため

追加議案の参考資料

第 64 号議案 令和 2 年度浜松市一般会計補正予算（第 10 号）

第 65 号議案 浜松市介護保険条例及び浜松市国民健康保険条例の一部改正について

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症の定義を見直すものであります。

第 66 号議案 浜松市立小中学校空調設備事業に関する契約の一部変更について

浜松市立小中学校空調設備整備事業に関する契約の変更契約締結について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 12 条の規定に基づき、提案するものであります。

※ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律抄
第 12 条 地方公共団体は、事業契約でその種類及び金額について政令で定める基準に該当するものを締結する場合には、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

※ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令抄
第 3 条 法第 12 条に規定する政令で定める基準は、事業契約の種類については、次の表の上欄に定めるものとし、その金額については、その予定価格の金額（借入れにあっては、予定賃借料の総額）が同表下欄に定める金額を下らないこととする。

	千円
法第 2 条第 5 項に規定する選定事業者が建設する同条第 1 項に規定する公共施設等（地方公共団体の経営する企業で地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条第 1 項の規定の適用があるものの業務に関するものを除く。）の買入れ又は借入れ	500,000
都道府県	500,000
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市（以下この表において「指定都市」という。）	300,000
市（指定都市を除く。）	150,000
町村	50,000

第 67 号議案 市有財産の無償譲渡について（万斛庄屋公園建屋）

万斛庄屋公園内の母屋、離れ屋、弓道場矢場、弓道場の場を無償譲渡することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、提案するものであります。

※ 地方自治法抄
第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。
(1)～(5) (略)
(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは

支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

(第 65 号議案の説明資料)

介護保険課
国保年金課

浜松市介護保険条例及び浜松市国民健康保険条例の一部改正について

(提案理由)

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症の定義を見直すため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

浜松市介護保険条例（附則第 3 条）及び浜松市国民健康保険条例（附則第 4 項）中、「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症」を、「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）」に改めるものです。

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行するものです。
- 2 改正後の浜松市国民健康保険条例の規定は、令和 3 年 2 月 13 日以後の期間に係る傷病手当金について適用し、同日前の期間に係る傷病手当金については、なお従前の例によるものです。

浜松市立小中学校空調設備整備事業に関する契約の一部変更について

(提案理由)

浜松市立小中学校空調設備整備事業につきましては、令和 2 年 1 1 月の市議会定例会において議決（第 1 2 4 号議案）され、令和 1 5 年 3 月 3 1 日までの期間で事業を進めています。

令和 3 年 4 月の学級編成による学級増分の空調設備整備等により契約金額を変更する必要が生じたため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 1 7 号）第 1 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

(事業概要)

- ・方式 B T O 方式 (Build : 建設 Transfer : 所有権の移転 Operate : 運営)
- ・事業地 浜松市立小中学校 8 0 校
- ・内容 浜松市立小中学校空調設備の設計・施工及び維持管理業務
- ・期間 令和元年 1 2 月 1 9 日から令和 1 5 年 3 月 3 1 日まで
設計・施工等 : 約 1 年 4 か月、維持管理 : 約 1 3 年間

(変更内容)

	契約金額
変更前	5, 310, 572, 300 円
変更後	5, 394, 192, 056 円
変更額	83, 619, 756 円

(変更理由)

令和 3 年 4 月の学級編成等により整備教室数が増えたため、金額の変更を行うものです。

(参考)

整備教室数

	小学校	中学校	合計
変更前	908 教室	416 教室	1, 324 教室
変更後	918 教室	428 教室	1, 346 教室
増減	10 教室	12 教室	22 教室

議決状況

当初契約 : 令和元年 1 2 月 1 9 日 第 1 4 1 号議案 原案可決 5, 225, 000, 000 円
変更契約 : 令和 2 年 1 2 月 1 4 日 第 1 2 4 号議案 原案可決 5, 310, 572, 300 円

市有財産の無償譲渡について（万斛庄屋公園建屋）

(提案理由)

民間活力を導入したP a r k - P F I 制度による万斛庄屋公園利活用運営事業の実施に伴い、建屋を事業者の資産として改修し、運営することで、公園の利用促進と地域の活性化につなげるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものです。

所在地	財産の概要	無償譲渡の相手先
浜松市東区 中郡町980番	万斛庄屋公園内 母屋（木造瓦葺2階建） 延床面積 242.76㎡ 離れ屋（木造瓦葺平屋建） 床面積 77.33㎡ 弓道場矢場（木造瓦葺平屋建） 床面積 75.74㎡ 弓道場的場（木造瓦葺平屋建） 床面積 16.06㎡	浜松市東区有玉北町 65番地の1 松川電気株式会社 代表取締役 小澤 邦比呂

(譲渡の時期)

令和3年3月24日

(位置図)



万斛庄屋公園位置図



建屋位置図